

〈重要：新型コロナウイルス感染拡大の防止に向けた緊急対応（4/7）〉：理

教職員 各位

理学研究科長

新型コロナウイルス感染拡大の防止に向けた緊急対応について

大学本部より、新型コロナウイルス感染拡大の防止に向けた緊急対応のため、別紙「緊急時における東北大学行動指針（BCP）」を作成したこと、また、現在の本学の状況から、本BCP上レベル2の段階にあることについて、学生・教職員に周知するよう通知がありました。

各研究室・事務室等におかれましては、下記及び添付ファイルの内容を確認いただき、各段階に応じた今後の対応について、検討を開始いただきますようお願い申し上げます。

なお、大学本部から、本BCPに係る考え方及び具体例などがおって示されることとなっておりますので、届き次第共有させていただきます。

*****本部通知のみ掲載：BCPは長文の表形式のため添付ファイルを参照*****

令和2年4月7日

緊急時における東北大学行動指針（BCP）について

教職員、学生の皆さんへ

東北大学総長 大野 英男

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が国内外に拡大しています。学内構成員にも感染者が確認され、今後も新型コロナウイルス感染拡大が懸念される状況です。緊急事態宣言が発令される等の緊急時に備えた体制を早急に整備しなければなりません。

その指針となる、「緊急時における東北大学行動指針（BCP）」（以下「行動指針」という）を作成いたしました。本学は現在すでにレベル2の対応をとっています。皆さまには、レベル3に向けた早急な準備をよろしくお願いいたします。

その際、以下の事項について早急に取り組んでください。

1. 全構成員の在宅勤務に備え、各研究室・事務室等を最低限継続が必要な重要業務を除いて閉鎖する手順について検討し、在宅勤務を行うための移行準備に早急に取り組んでください。

2. 各研究室・事務室等において必要最低限継続すべき教育・研究・その他の業務について検討し、責任者の部局長・事務長等のもとでとりまとめてください。その際の体制についても、出勤・業務処理体制、感染防護対策、連絡体制等について策定すると共に、可能な限り他の構成員との遭遇機会を低減するよう留意してください。考え方及び具体例を追って通知します。また、他部局の事例の共有なども行います。

3. 在宅勤務期間中に各研究室・事務室等单位で構成員全員と確実に連絡がとれる体制となっているか確認ください。また、各研究室・事務室等の責任者と部局長・事務長等との連絡が確実に取れる体制であることを確認ください。

※BCP は別添ファイルを参照ください。

--

東北大学 理学部・理学研究科 総務課

総務企画係 千葉・阿部・近藤

〒980-8578 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-3

TEL：022-795-6346

FAX：022-795-6363

E-mail：sci-syom@grp.tohoku.ac.jp

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）

この行動指針は全学共通を原則としますが、感染状況に応じて団地又は部局ごとに判断することもあります。

段階	研究活動	授業（講義・演習・実習）	学生の課外活動	学内会議	事務体制
0 通常					
1 一部制限	感染拡大に最大限の配慮をして、研究活動を行うことができます。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面授業、演習・実習を制限しつつ、オンライン授業を中心に行います。	感染拡大に最大限の配慮をして、一部の課外活動を許可します。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議も行いますが、オンライン参加を推奨します。	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。
2 制限一小	研究活動は続行できますが、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、学生・研究員・研究スタッフ（研究室関係者）は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅での作業を検討します。	オンライン授業のみ	全面禁止	対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議に移行します。	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、職員の時差出退勤と、業務の性質上可能な業務は在宅勤務を推奨します。
3 制限一中	現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究室関係者のみの立ち入りが許可されます。立ち入る研究室関係者は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。	オンライン授業のみ	全面禁止	原則として、オンライン会議のみ	一部業務の遅滞、事後処理を許可し、出勤する職員は可能な限り少なくします。それ以外は在宅勤務とします。
4 制限一大	以下の研究スタッフ（事情によっては大学院生・研究員も可）のみ研究室への立ち入りが許可されます。できるだけ交代制とし、立ち入り者相互の面談を避けることとします。 1) 中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ 2) 進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3) 生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ	オンライン授業のみ	全面禁止	オンライン会議のみ	現在進行中の重要な事務を継続するために必要最小限の人数が交替で短時間出勤する体制にし、交代時に相互の面談を避けることとします。その他の職員は原則在宅勤務とします。
5 原則停止	大学機能の最低限の維持のために、部局長など組織代表者の許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみの立ち入りが可能です。この場合、原則交代制とし、立ち入り者間での面談は禁止します。	オンライン授業のみ（教員が大学内からオンライン授業を行うことは禁止）	全面禁止	オンライン会議のみ	出勤して行わなければならない緊急な業務以外は、原則在宅勤務とします。建物及びグラウンドなどの立入には許可を必要とし、入構記録に記入する必要があります。

* なお、医療関係者およびコロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外

* この活動制限指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。